

第4節 地域特性を生かした活力ある産業づくり

1 地域力を生かした産業の振興

現状と課題

わが国の経済は、金融の自由化やインターネットの普及などで激しい変貌を遂げており、農業や水産業の分野においても国際的な取引が進み、国内外での知恵と能力の競争の時代を迎えています。このような時代において、本市が生き残るためには、「地域力」による産業の振興が重要となります。

本市の産業の現状をみると、生産額の落ち込みなど経営環境の面での厳しさや後継者不足、就業者の高齢化などの課題を抱えています。地域環境も、労働人口を中心とした人口減少や若年者の地域外への流出など厳しい状況となっています。

人口減少や人口の流出に歯止めをかけ、地元で働く機会と場をつくるためには、それぞれの産業振興にあわせて、さまざまな産業や業種が相互に連携しながら地域産業として底上げを図り、産業の活性化と市民の所得機会を確保することが必要です。

また、時代の潮流として、地産地消や食育の推進、安全で安心できる産地づくりなどが求められている中、市民と協働して、これらの取り組みを推進する体制づくりが求められます。

一方、個性あるまちづくりの推進や地域産業の振興、市のイメージアップのためには、「柳川ブランド化」を進めることが効果的です。この地域ブランドを確立するため、市としてのC I^{*}（シティ・アイデンティティ）を明確にし、その方針に沿ったまちづくりを進めることが求められます。

これからは、多くの来訪者を引き寄せ、その人たちがいかに快適に過ごしていただくのか、いかに多く消費していただくのか明確なソフト戦略が求められます。本市の魅力と人を惹きつける力を高め、訪れた人たちが満足し、何度も足を運んでいただく「柳川ファン」づくりのため、ビジターズインダストリー^{*}など新たな施策を総合的かつ戦略的に展開する必要があります。

※C I（シティ・アイデンティティ）

地勢や自然、歴史、伝統文化など、本市の地域資源から醸成される個性や「らしさ」を明確にし、市の経営理念に適合したイメージづくり、個性あるまちづくりを進めること。

※ビジターズインダストリー

集客と交流による産業振興。観光客をはじめ、仕事やさまざまな目的で地域を訪れる人たち（ビジターズ＝来訪者）を対象とした集客産業。また、交流することで、市民にとっても地元の地域資源に出会う機会となり、生活の充実に結びつく意味もある。



交通体系の面では、地域高規格道路や広域幹線道路などの整備、九州新幹線の整備も進みつつあり、交通条件が飛躍的に向上すると予測されます。また、高度情報化の面では、ICTの進展により、国の内外を問わず即時に情報が行き交う時代となっています。今後も、人やモノ、情報の移動圏域が一層拡大するとともに、地域間競争がますます激しくなるものと予想されます。このため、さまざまな情報受発信機能を持ち、生産者と消費者のニーズを満たす農水産物・特産品などを販売する施設の整備を検討する必要があります。

施策の体系

(1) 地域産業の振興

①柳川ブランド化の推進

異業種間交流や産業間の連携を強化するための体制づくりとC I（シティ・アイデンティティ）の確立に努め、地域としての「柳川ブランド化」を推進します。

②既存産業の振興

産業間の連携を進め、既存の産業がさらに発展できる施策を推進し、本市経済の底上げに努めます。

③ビジターズインダストリーの振興

本市の自然や歴史、文化、産業などの地域資源を活用し、市民と協働して集客と交流による産業振興を図ります。

(2) 産業間の連携による産業の活性化

①地産地消の体制づくり

安全・安心な産地づくりを進め、地元農水産物の学校給食への供給や食育を推進し、地元消費を進める体制づくりに努めます。

②農漁業と製造業・商業の連携

地元農水産物を使った特産品や柳川オリジナルの商品開発、土産品づくりを促進します。

③観光農業と観光漁業の推進

グリーンツーリズム*やブルーツーリズム*、遊漁船の運行など観光とタイアップした産業の確立に努めます。

④観光と商工業・サービス業の連携

特産品などを製品化して土産品として販売したり、地元食材を使った郷土料理を提供したりするなど、観光客の満足度を高めるための連携に努めます。

※グリーンツーリズム、ブルーツーリズム

本市の基幹産業である農業、水産業振興を図るとともに、交流人口を増やすため、農家や漁家民宿などに滞在して、自然や地域の人たちと交流を図りながら余暇を楽しむ活動のこと。

(3) 流通・販売体制の充実

①流通・販売拠点の整備

地元農水産物の直売所や情報受発信機能を持つ施設の整備、産直販売体制づくりを検討します。また、流通・販売拠点の整備や本市の特産品・地場産品の市場開拓と情報受発信の場となるアンテナショップ^{*}の開設を検討します。

②販路の拡大

総合交通体系の整備を進め、販路の拡大や地場産品の他地域での消費を拡大する取り組みを進めます。また、高度情報化に対応してインターネットを活用した新たな販路の拡大に努めます。

※アンテナショップ

消費地で、消費者の消費動向を調査し、兼ねて商品のPRや販売を目的として設置する店舗のこと。





2 地元雇用と新たな産業の創出

現状と課題

全国的に雇用情勢は回復基調にあるものの、地方の情勢は依然として厳しい状況が続いています。本市においては、大きな雇用力を持つ大規模な企業が少なく、雇用を吸収できる力が大きくありません。また、本市の人口減少は、高校卒業後の進学や就職、結婚を契機とした若年層の転出が大きな原因の一つで、アンケート調査でも就業機会が少ないために故郷を離れざるを得ないと考えている人が多いという結果が出ています。

雇用の場をつくり、定住環境を整え、活力あるまちづくりを進めるためには、安定した就労機会が地元で提供されることが不可欠です。そのためには、新たな産業の創出や企業の誘致、起業家に対する支援などが必要であり、本市としては受け入れ態勢の整備や進出しやすい条件整備などに積極的に取り組まなければなりません。

これらの環境整備に合わせ、産業間の連携を進めて「地域力」による新たな産業を創出し、地元雇用を生み出す施策が求められます。例えば、地元農水産物に付加価値をつける製造業の展開や地元でとれた生鮮食品を市街地で流通させる取り組みなどを早急に立ち上げる必要があります。

また、地元企業が地元の人材を雇用する際の支援や産業間の連携、産・学・民・官の連携によって新たな雇用の場を創出することも課題となっています。UターンやIターン希望者への条件整備、女性や高齢者、障害者などの就業の場を確保することも求められています。

本市では、地域の消費が市外に流れ、地域内の循環が弱まって地域経済が衰退していると考えられます。地域経済を復興するためには、集客と交流によって消費を獲得する一方で、循環型地域経済を確立させる視点からコミュニティビジネス*など市民と地域を核とした産業を興し、地域ぐるみで地域の市場をつくることが求められています。

本市には、豊かな自然や食を含めた文化、芸術、伝統芸能・祭りなど、地域の特性や独自性を生み出す地域資源に恵まれています。今後は、これらを活用しながら地域外からの消費を取り込むとともに、地域内では循環型の経済を確立し、地元雇用づくりや新産業を創出するための施策を推進することが求められます。

※コミュニティビジネス

地域の人たちが地域資源（人、モノ、技術力など）を活用して地域の生活圏で行う産業のことで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。行政では対応できない多様なサービスを提供したり地域コミュニティの再生につながったり、女性や高齢者などの社会参画の拡大などさまざまな波及効果をもたらせ、今後新たな産業を創出していくことが期待されている。

施策の体系

(1) 地元雇用を生み出す環境整備の推進

①条件と基盤の整備

土地利用計画に沿った用途区分や用途地域指定の見直し、用地の確保、道路交通網や情報基盤の整備を進めるなど、企業が進出しやすい条件と基盤の整備に努めます。

また、市外からの通勤者に対する交通利便性を向上させる基盤整備も進めます。

②企業誘致の推進

企業に対して、雇用賃金や住環境、交通アクセス、情報基盤などの情報提供に努めるとともに、企業誘致に関する優遇制度の充実に努めます。

③起業の支援・促進

起業家など人の誘致に努め、起業に対する支援施策の充実に努めます。

(2) 新たな産業の創出

①産業連携による新産業の創出

産業間の連携や地域産業の確立などを進め、新たな産業の創出に努めます。

②コミュニティビジネスの創出

新たなコミュニティづくりの視点からコミュニティビジネスの創出を支援し、地域での雇用に結びつく施策を推進します。また、コミュニティ・ファンド^{*}の創設も検討します。

(3) 雇用対策の充実

①雇用の場づくりと人材の確保

地元企業の地元雇用に対する支援や産業間の連携、産・学・民・官の連携による新たな産業の創出による雇用の場づくりに努めます。また、Uターン、Iターン希望者への条件整備、女性や高齢者、障害者などの就業の場の確保にも努めます。

②雇用相談体制の充実

関係機関と連携して、相談窓口の充実に努めます。

※コミュニティ・ファンド

地域の民間事業に対して、地域の人が出資してつくるファンド（資金）のことで、地域金融の受け皿のひとつ。地域活性化や人材育成に自分のお金を生かそうとする取り組み。



3 発展性と創造性のある農業の振興

現状と課題

農産物の輸入自由化や国内外の産地間競争、価格低迷など、近年、農業を取り巻く情勢は非常に厳しくなっています。国においては、平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」が見直され、本市においても、平成18年9月に「柳川市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。また、農業経営基盤強化促進法に基づく「市基本構想」と「地域農業マスタープラン」を見直し、効率的で安定的な地域農業経営や生産に関する基本的事項を策定することにしています。米政策改革については、平成14年12月に平成22年を目標とする「米政策改革大綱」が決定され、本市においても平成16年から3か年の地域水田農業ビジョンを策定しましたが、平成19年度からは「経営所得安定対策等大綱」に移行することになっています。

このような中、本市においては、農業従事者の高齢化や後継者不足などの構造的な問題を抱えており、認定農業者や集落営農の農業生産法人化による担い手対策として営農存続の支援対策の必要性に迫られています。

平成17年度の経営耕地面積は市域面積の55.1%にあたる4,240haで、その内、田は4,150haと97.9%を占めています。経営規模別では、1.0ha未満の農家が72.2%でその割合は年々減少していますが、2.0ha以上の農家はこの20年間で2倍以上増加しています。農家戸数は、平成17年で2,967戸、就業者人口は4,222人で年々減少しています。また、就業者に占める65歳以上の農業者は57.3%で高齢化が進んでいます。専業・兼業の割合は、平成17年では専業農家18.7%、第1種兼業農家14.5%、第2種兼業農家66.8%となっており、第2種兼業農家は25年間で6割以上減少したのに対し、専業農家は数に増減があるものの、農家数に占める割合は年々増加しています。

本市は、土地利用型農業である米・麦・大豆の穀倉地帯で、施設野菜、レタス、巨峰、花きなどを組み合わせた複合経営が進められてきました。現在、生産調整が続く中、ナスやイチゴなどの施設園芸作物が増えています。しかし、農作物の生産は天候などの影響を受



けやすく、生産額や所得額は年ごとにばらつきがあるため、経営安定のために限られた土地資源を最大限に活用した農業経営を展開し、農家所得の向上を図らなければなりません。

農業の振興を図る上で、生産基盤の整備は不可欠です。都市計画との整合性を図り、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域整備計画を見直し、適正な土地利用や農業生産基盤の整備、農地の保全・集約化を推進する必要があります。

農業基盤整備は、ほ場整備事業を中心に整備が進められており、平成17年度で4,240haの内、整備率は71.5%となっています。今後は、優良農地の保全や農地の流動化を進めるとともに、農業用排水路や農道などの整備を進める必要があります。

本市南部地区の一部において、昭和50年頃から原因不明の地盤沈下が発生し、田畑、家屋などの冠水被害や排水施設の能力が低下するなど、農業生産や市民生活に深刻な影響を及ぼしています。このため、引き続き対応策を講じていく必要があります。

近年の消費者ニーズの多様化に伴い、廉価で多売型農産物と高価で安全・安心型農産物の二極化が進む傾向にあり、生活様式や消費活動の変化に対応した売れる農作物づくりが欠かせません。このため、明確な産地づくりの方針を定め、農産物の高付加価値化やブランド化、多様な流通体制の確立、販売体制の強化などが必要になります。また、国内外での地域間競争の時代の中、流通・販売体制の強化も求められます。

農業は、水産業とともに本市の基幹産業として市民の期待度は高く、わたしたちの食生活を支えています。地域や学校と連携した地産地消運動の展開や食育の推進、食農教育による農業への理解を推進していくことが求められます。今後は、新規就農者の確保や後継者の育成、男女共同参画が実現できる条件整備に努める必要があります。

また、農業は、国土・環境の保全や美しい景観の維持など多面的な機能を持ち、水田は水資源の涵養と緑地保全に寄与しています。今後は、そこに住む人たちの生活様式にあった環境整備を図り、集落内の道路や水路などの整備を総合的に推進しなければなりません。

基礎データ

経営耕地別面積の推移

| | 総面積 (ha) | 経営耕地別面積 (ha) | | | 農家一戸当り 経営耕地面積 (ha) | 農家数 |
|-------|-------------|--------------|----|-----|-----------------------|-------|
| | | 田 | 畑 | 樹園地 | | |
| 昭和60年 | 4,750 | 4,660 | 54 | 31 | 0.709 | 6,695 |
| 平成2年 | 4,660 | 4,569 | 46 | 46 | 0.800 | 5,826 |
| 平成7年 | 4,513 | 4,424 | 45 | 48 | 0.898 | 5,027 |
| 平成12年 | 4,361 | 4,273 | 45 | 45 | 0.960 | 4,545 |
| 平成17年 | 4,240 | 4,150 | 48 | 43 | 1.020 | 4,158 |

資料：農林水産統計ポケット要覧



規模別農家数の推移

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | | 平成17年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 0.3ha*未満 | 1,948 | 1,393 | 1,093 | 1,018 | | 1,190 |
| 0.3~0.5 | 1,301 | 1,172 | 992 | 810 | 0.5ha*未満 | 585 |
| 0.5~1.0 | 2,178 | 1,933 | 1,678 | 1,493 | 0.5~1.0 | 1,226 |
| 1.0~1.5 | 834 | 814 | 704 | 654 | 1.0~1.5 | 557 |
| 1.5~2.0 | 272 | 276 | 280 | 250 | 1.5~2.0 | 237 |
| 2.0~2.5 | 86 | 111 | 139 | 139 | 2.0~3.0 | 199 |
| 2.5~3.0 | 23 | 30 | 43 | 50 | 3.0~5.0 | 111 |
| 3.0以上 | 51 | 60 | 93 | 117 | 5.0ha以上 | 53 |
| 例外規定 | 2 | 37 | 5 | 14 | | |
| 合計 | 6,695 | 5,826 | 5,027 | 4,545 | | 4,158 |

資料：農業センサス（平成17年の0.5ha未満は、農林水産統計ポケット要覧）

各年2月1日現在

※平成2年以降は、「自給的農家」を0.3ha未満とみなし、0.3ha未満の欄に掲げた。

※平成17年から規模面積区分変更（0.3ha未満とした自給的農家はセンサス未掲載）

農業就業人口の推移

単位：人、%

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 7,541 | 6,607 | 5,399 | 4,825 | 4,222 |
| 男性 | 2,990 | 2,574 | 2,401 | 2,204 | 2,034 |
| (構成比) | 39.6 | 39.0 | 44.5 | 45.7 | 48.2 |
| 女性 | 4,551 | 4,033 | 2,998 | 2,621 | 2,188 |
| (構成比) | 60.4 | 61.0 | 55.5 | 54.3 | 51.8 |
| 内、65歳以上 | 1,936 | 2,169 | 2,291 | 2,442 | 2,420 |
| (構成比) | 25.7 | 32.8 | 42.4 | 50.6 | 57.3 |

資料：農業センサス

(注) 平成12年の数値は販売農家のみの数値

(注) 平成17年の数値は農業経営体（家族経営）

農家数等の推移

| | 農家総数 (戸) | | | 農家世帯員数 (人) | 農業就業人口 (人) |
|-------|-------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| | 専業 | 第1種兼業 | 第2種兼業 | | |
| 昭和55年 | 7,234 | 519 (7.2) | 1,242 (17.2) | 35,621 | 8,063 |
| 昭和60年 | 6,695 | 472 (7.1) | 1,037 (15.5) | 32,753 | 7,541 |
| 平成2年 | 5,826 | 487 (8.4) | 785 (13.5) | 28,199 | 6,607 |
| 平成7年 | 5,027 | 523 (10.4) | 593 (11.8) | 23,429 | 5,399 |
| 平成12年 | 3,527 | 451 (12.8) | 392 (11.1) | 16,547 | 4,825 |
| 平成17年 | 2,967 | 555 (18.7) | 429 (14.5) | 12,898 | 4,222 |

資料：農業センサス

※平成12年以降は、自給的農家は含まれず、販売農家のみの数値。

※平成17年の数値は、農業経営体（家族経営）。

※専業農家：世帯員の中に兼業従事者が一人もいない農家。

第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家。

第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家。

農作物等収穫状況

単位：t

| | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 水 稲 | 13,890 | 11,790 | 13,800 | 13,120 | 13,070 | 12,250 | 7,750 | 12,100 |
| 麦 類 | 5,704 | 10,290 | 10,180 | 8,820 | 8,760 | 8,720 | 11,080 | 12,300 |
| ばれいしょ | 671 | 523 | 533 | 318 | 425 | 388 | 367 | 367 |
| 大 豆 | 1,134 | 1,129 | 2,117 | 2,229 | 3,291 | 1,982 | 852 | 852 |
| きゅうり | 80 | 84 | 80 | 75 | 77 | 71 | 76 | 76 |
| な す | 3,790 | 4,200 | 4,090 | 4,240 | 4,500 | 4,116 | 4,130 | 4,130 |
| たまねぎ | 160 | 216 | 261 | 180 | 130 | 115 | 119 | 119 |
| レタス | 2,118 | 2,079 | 1,734 | 1,844 | 1,582 | 1,557 | 1,561 | 1,560 |
| ぶどう | 313 | 323 | 300 | 290 | 248 | 197 | 174 | 174 |
| トマト | 1,176 | 1,291 | 1,124 | 1,316 | 1,238 | 1,138 | 1,180 | 1,180 |
| いちご | 487 | 535 | 586 | 566 | 572 | 575 | 476 | 476 |
| キャベツ | 231 | 233 | 236 | 171 | 229 | 242 | 186 | 118 |
| だいこん | 114 | 114 | 111 | 114 | 114 | 96 | 99 | 99 |
| 白 菜 | 104 | 105 | 105 | 102 | 116 | 92 | 85 | 85 |
| ね ぎ | 144 | 144 | 126 | 127 | 157 | 138 | 130 | 130 |
| ほうれん草 | 139 | 144 | 141 | 140 | 118 | 93 | 86 | 86 |
| いちじく | 152 | 144 | 168 | 168 | 184 | 202 | 0 | 114 |
| 合 計 | 30,407 | 33,344 | 35,692 | 33,820 | 34,811 | 31,972 | 28,351 | 33,966 |

資料：農林水産統計年報

農業粗生産額

単位：千万円

| | 農業粗 生産額 | 耕 種 | | | | | 畜産 | 加 工 農産物 | 生産農業 所得(千円) |
|-------|------------|-------|-----|-----|------|-----|----|------------|----------------|
| | | 小計 | 米 | 野菜 | 工芸作物 | その他 | | | |
| 平成7年 | 1,090 | 1,014 | 515 | 263 | 73 | 163 | 60 | 16 | 446 |
| 平成8年 | 1,066 | 1,007 | 469 | 283 | 67 | 189 | 56 | 6 | 431 |
| 平成9年 | 897 | 823 | 343 | 282 | 46 | 150 | 58 | 15 | 322 |
| 平成10年 | 821 | 759 | 346 | 287 | 18 | 109 | 57 | 6 | 304 |
| 平成11年 | 842 | 776 | 275 | 261 | 12 | 226 | 60 | 8 | 357 |
| 平成12年 | 907 | 825 | 317 | 250 | 7 | 252 | 77 | 5 | 398 |
| 平成13年 | 871 | 793 | 300 | 269 | 5 | 222 | 76 | 3 | 349 |
| 平成14年 | 864 | 801 | 291 | 278 | 5 | 228 | 59 | 6 | 372 |
| 平成15年 | 904 | 843 | 335 | 273 | 5 | 231 | 57 | 4 | 398 |
| 平成16年 | 705 | 652 | 182 | 247 | 5 | 220 | 51 | 3 | 433 |

資料：生産農業所得統計



施策の体系

(1) 生産基盤の確保と充実

① 農業振興のための計画策定

都市計画との整合性を図りながら、良好な生産基盤を確保するため、農業振興地域整備計画を見直し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。

② 優良農地の保全・確保と農地流動化の促進

生産基盤が整備された農地はその保全に努め、集団性のある農地はほ場整備を進めることで優良農地を確保します。また、経営の合理化や生産性の向上を図るため、農地の集約化や流動化を促します。

水田のもつ水資源涵養と緑地保全に関する周知や耕作放棄田の解消に努めます。

③ 用排水施設の整備

農業用排水を確保するため、計画的に用排水路の整備を進めます。

④ 地盤沈下対策の推進

地盤沈下による冠水被害をなくすため、排水対策を主として効果の高いものから計画的、効率的に事業を進めます。

(2) 生産・流通体制の強化

① 安全・安心な農業施策の推進

有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培を推進し、環境への負荷を軽減する産地づくりを進めます。また、循環型農業を進めるとともに、安全・安心な農畜産物の生産や生産履歴記帳（トレーサビリティシステム）の確立などに努めます。

② 農産物の高付加価値化

質が高く安定供給できる農産物づくりやブランド化による特産品の商品化など、農産物の高付加価値化を推進します。また、柳川産の果樹野菜が県ブランドの一つとなるため、安全で安心できる農産物の一定量供給を進めます。

③ 販路の拡大と流通体制の強化

直売所の整備や朝市の開催など、生産者と消費者が直接結びついた販路の拡大を進めます。また、県ブランドとしてアジアマーケットへの販売を進めるため、販売・流通体制の強化に向けた取り組みを支援します。

④ 都市近郊型農業の推進

農業体験活動を進めるとともに、生きがい対策として遊休農地などを利用して学童農園や市民農園を開設し、農業の楽しさや大切さの啓発に努めます。

⑤ 土地利用型農業・園芸農業の推進

ナス、イチゴ、レタス、アスパラガスなどの生産量の拡大を図り、土地利用型

農業や園芸農業を推進します。

また、ノリ加工の排水などによる塩水対策に取り組みます。

⑥食育及び食農教育の推進

食育を推進するとともに、学校教育と連携して、ものを育て、収穫する喜びを児童や生徒に体験させる場と機会をつくります。

⑦畜産振興

堆肥を使った有機肥料を生産し、水稻・園芸農家と連携して減農薬や減化学肥料栽培を進め、エコファーマーの認証取得を推進するなど、畜産振興を図ります。

(3) 担い手育成と経営支援、経営所得安定対策の推進

①生産者・生産組織の経営支援と育成

後継者や新規就農者、認定農業者など多様な担い手を確保・育成するため、関係機関と連携して営農支援に努め、経営体質の改善を促進します。また、高性能機械のオペレーター育成を推進します。

生産組織を強化・育成するため、集落営農から特定農業団体*や特定農業法人*、農業生産法人化への移行を推進し、組織の経営管理に対する支援に努めます。

②新規就農者の確保と後継者の育成

魅力ある施策や経営支援、各種営農類型メニューの充実を図り、新規就農者の確保や後継者の育成を促進します。

③就農者支援事業の推進

地域農業の中核となる農業者の育成や担い手の確保と育成に努めます。また、女性や高齢者が働きやすい環境をつくるため、家族経営協定の締結など男女共同参画の啓発や条件整備に努めます。

(4) 生活環境の向上

道路や水路、公園などを整備し、生活様式の多様化に対応できる生活環境の向上に努めます。

※特定農業団体、特定農業法人

平成15年9月の農業経営基盤強化促進法が改正により創設された制度。

特定農業団体は、法人格を持たない任意組織の集落営農組織のうち、経営主体として農地の利用集積（農作業の受託）を行う担い手として位置づけられた。特定農業法人は、農用地の農業的利用を確保していく主体（将来的な地域農業の担い手）として位置づけられた農業生産法人。